

令和 8 年 3 月吉日

お客さま各位

兵庫信用金庫

一般当座勘定規定および各種預金規定の改定について

以下の通り、一般当座勘定規定および各種預金規定を改定いたします。
なお、改定後の規定は、改定前よりご契約いただいているお客様にも適用されます。

<改定規定と改定日>

改定内容は新旧対照表にてご確認ください。

	改定規定	改定日
1	一般当座勘定規定	令和 8 年 4 月 1 日
2	一般当座勘定規定	令和 8 年 10 月 1 日
	共通規定（普通預金・貯蓄預金・納税準備預金）	
	総合口座取引規定	
	共通規定（各種定期預金）	
	通知預金規定	
	定期積金規定	
	積立定期預金規定	

一般当座勘定規定 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	第7条（手形・小切手の支払）	<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
2	第8条（手形・小切手用紙）	<p>第8条（手形・小切手用紙）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。</p>	<p>第8条（手形・小切手用紙）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>
3	第17条（振出日、受取入記載もれの手形、小切手）	<p>第17条（振出日、受取入記載もれの手形、小切手）</p> <p>（1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないも</p>	<p>第17条（振出日、受取入記載もれの手形、小切手）</p> <p>（1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないも</p>

No.	項目	新	旧
		<p>のが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。</p>	<p>のが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。</p>
4	第18条（線引小切手の取扱い）	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p>
5	小切手用法	<p>2. 小切手のお振出にあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>	<p>2. 小切手のお振出にあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p>

一般当座勘定規定 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	第1条（当座勘定への受入れ）	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p>

共通規定（普通預金・貯蓄預金・納税準備預金） 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	2.（証券類の受入れ）	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p>

総合口座取引規定 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	1. (証券類の受入れ)	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」という。) および総合口座の普通預金 (以下「普通預金」という。) には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの (以下「証券類」という。) を受入れます。</p> <p><u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」という。) および総合口座の普通預金 (以下「普通預金」という。) には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの (以下「証券類」という。) を受入れます。</p>

共通規定 (各種定期預金) 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	1. (証券類の受入れ)	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」という。) には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの (以下「証券類」という。) を受入れます。</p> <p><u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」という。) には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの (以下「証券類」という。) を受入れます。</p>

通知預金規定 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	3. (証券類の受入れ)	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

定期積金規定 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	2. (証券類の受入れ)	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

積立定期預金規定 新旧対照表

No.	項目	新	旧
1	3. (証券類の受入れ)	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。